

了鳥取県公報

平成15年6月30日(月) **号外第**95号

每週火:金曜日発行

目 次

規 삐 母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則 家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則 (67)(畜産課)......22

----- 公布された規則のあらまし -----

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則

- 1 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部改正
- (1) 配偶者のいない女子に現に扶養されている児童が修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度 資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、母子福祉資金貸付申請書に当該児童が現に配偶者のな い女子に扶養されている事実を証する書面及び法定代理人の同意書を添付することとした。(第2条関 係)
- (2) 母子福祉団体が母子福祉資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、母子福祉資金貸付申請書 に申請に係る事業に係る事業計画書を添付することとした。(第2条関係)
- (3) 寡婦等に現に扶養されている20歳以上である子等が修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支 度資金の貸付けを受けようとする場合にあっては、寡婦福祉資金貸付申請書に当該者が現に寡婦等に扶 養されている事実を証する書面を添付することとした。(第14条関係)
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則の一部改正
- (1) 特例児童扶養資金の貸付金の償還の一部の免除を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金償還免 除申請書に貸付金を償還すべき日(以下「償還日」という。)の属する年の前年(償還日の属する月が 1月から7月までである場合にあっては、償還日の属する年の前々年)の所得を証する書面を添付して 知事に提出することとした。(附則関係)
- (2) その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 その他

次に掲げる規則について、母子及び寡婦福祉法等の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

- (1) 鳥取県行政組織規則
- (2) 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則
- (3) 鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する等の規則
- (4) 鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

1 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおり引き下げることとした。(別表第1関係)

	# <i>b</i> ₽h	の 種 類		支出することができ	きる費用の限度額
	救 助	の 種 類		改 正 後	現 行
避難所の設置	置(100人 1 日当た	30,000円	31,000円		
応急仮設住3	宅の設置(1 戸当た	2,468,000円	2,498,000円		
炊き出しその	の他による食品の約	1,010円	1,020円		
			1 人世帯	17,300円	17,700円
			2人世帯	22,200円	22,700円
		百禾	3人世帯	32,800円	33,500円
		夏 季 (4 月 1 日から	4人世帯	39,200円	40,100円
		9月30日まで)	5 人世帯	49,800円	50,900円
	住家の全壊、全焼又は流失によ		6人以上1人を 増すごとに加算 する額	7,200円	7,400円
	り被害を受けた 世帯に対して行		1人世帯	28,600円	29,200円
	う場合		2人世帯	36,900円	37,700円
		冬 季 (10月 1 日から 翌年 3 月31日	3人世帯	51,600円	52,700円
			4人世帯	60,500円	61,800円
****			5 人世帯	75,800円	77,500円
被服、寝具 その他生活 必需品の給 与又は貸与		まで)	6 人以上 1 人を 増すごとに加算 する額	10,400円	10,600円
う人は負う			1 人世帯	5,600円	5,800円
		夏季	2人世帯	7,500円	7,700円
		(4月1日から	3人世帯	11,300円	11,600円
		9月30日まで)	4人世帯	13,700円	14,000円
	住家の半壊、半		5 人世帯	17,500円	18,000円
	焼又は床上浸水		1人世帯	9,000円	9,200円
	により被害を受		2人世帯	11,900円	12,200円
	けた世帯に対し	冬季	3人世帯	17,000円	17,400円
	て行う場合	(10月 1 日から	4人世帯	20,100円	20,600円
		翌年 3 月31日	5 人世帯	25,300円	25,900円
		まで)	6人以上1人を 増すごとに加算 する額	3,300円	3,400円
災害にかかっ	った住宅の応急修理	型(1 世帯当たり)	525,000円	531,000円	
死体の処置((1体当たり)			3,200円	3,300円
障害物の除る	去(1 世帯当たり))		138,500円	141,100円

2 救助に従事する者に対する実費弁償の額を次のとおり引き下げることとした。(別表第2関係)

X	分	金	額
	л	改 正 後	現 行
	医師及び歯科医師	17,600円	17,900円
	薬剤師	12,100円	12,300円
日当	保健師、助産師及び看護師	11,600円	11,800円
	土木技術者及び建築技術者	17,400円	17,800円
	大工、左官及びとび職	20,900円	21,300円
	医師及び歯科医師	2,291円	2,330円
	薬剤師	1,575円	1,601円
時間外勤務手当単価	保健師、助産師及び看護師	1,510円	1,536円
	土木技術者及び建築技術者	2,265円	2,317円
	大工、左官及びとび職	2,720円	2,773円

- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 この規則は、公布の日から施行することとした。

規則
規則

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県規則第64号

母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

	改 正 後			改	正	前		
	(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関) 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機 第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機							
	れたものは、次の表の左橌 任する事務は、それぞれ当							
	ityの事務は、それでれま り、その庶務は、それぞれ		るとおりであ					
げる機関にお	げる機関においてつかさどる。				さどる。			
附属機関	担任する事務	庶務担当 機関	附属機関	担	任する事	務	庶務担当 機関	

略

略 鳥取県社会 社会福祉法(昭和26年法) 福祉保健課 福祉審議会 律第45号)第7条第1項 の規定による社会福祉に 関する事項の調査審議及 び関係行政機関に対する 意見の具申、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第8条第2項、第4項、 第5項及び第8項の規定 による児童、妊産婦及び 知的障害者の福祉に関す る事項の調査審議、知事 の諮問に対する答申及び 関係行政機関に対する意 見の具申並びに芸能、出 版物等の推薦及びそれら を製作し、興行する者等 に対する勧告並びに母子 及び寡婦福祉法(昭和39 年法律第129号)第7条 及び母子保健法(昭和40 年法律第141号)第7条 の規定による母子家庭の 福祉に関する事項及び母 子保健に関する事項の調 査審議並びに知事の諮問 に対する答申及び関係行 政機関に対する意見の具 申に関する事務 略

鳥取県社会 社会福祉法(昭和26年法 福祉保健課 福祉審議会 律第45号)第7条第1項 の規定による社会福祉に 関する事項の調査審議及 び関係行政機関に対する 意見の具申、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第8条第2項、第4項、 第5項及び第8項の規定 による児童、妊産婦及び 知的障害者の福祉に関す る事項の調査審議、知事 の諮問に対する答申及び 関係行政機関に対する意 見の具申並びに芸能、出 版物等の推薦及びそれら を製作し、興行する者等 に対する勧告並びに母子 及び寡婦福祉法(昭和39 年法律第129号)第6条 及び母子保健法(昭和40 年法律第141号)第7条 の規定による母子家庭の 福祉に関する事項及び母 子保健に関する事項の調 査審議並びに知事の諮問 に対する答申及び関係行 政機関に対する意見の具 申に関する事務 略

(鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則(平成9年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改		正	前	
別表第1(第2条、第5条関係) 1 建築物(建築基準法(昭和25年 下「法」という。)第2条第1号に をいう。以下同じ。)	別表第1(第2条、第5条関係) 1 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)						
公共的施設	特定公共的施設	公共的施設特定公共的施設					特定公共的施設
略		略					
7 社会福祉施設その他これに類 する施設のうち次に掲げるもの (1)~(9)略	すべてのもの	ਰ੍ਹ	社会福祉施記 る施設のうな 1)~(9) ■	5次に			すべてのもの

(10) 母子及び寡婦福祉法(昭 (10) 母子及び寡婦福祉法(昭 和39年法律第129号)第38条 和39年法律第129号)第20条 に規定する母子福祉施設 に規定する母子福祉施設 (11) 略 (11) 略 略 略 2~4 略 2~4 略

(鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部改正)

第3条 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則(昭和40年鳥取県規則第7号)の一部を次のよ うに改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する 同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場 合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号 (以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下この条において「改正 後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正 部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

> 改 正 後

(趣旨)

39年政令第224号。以下「令」という。) 第23条及び令 第38条において準用する令第23条の規定に基づき、母 子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する業務の 実施について必要な事項を定めるものとする。

(母子福祉資金の貸付けの申請)

- 第2条 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。 以下「法」という。) 第13条第1項の規定による母子 福祉資金の貸付けを受けようとする者は、母子福祉資 金貸付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければ
- 2 次の表の左欄に掲げる資金に係る前項の申請書には 戸籍謄本又は戸籍抄本、配偶者の女子で現に児童を扶 養しているものであることを証する書面(配偶者のな い女子に現に扶養されている児童が修学資金、修業資 金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付けを受けよ うとする場合にあっては、当該児童が現に配偶者のな い女子に扶養されている事実を証する書面及び法定代 理人の同意書) 次の表の左欄に掲げる資金の種類に 応じ、それぞれ当該右欄に掲げる書類その他知事が必 要と認める書類を添付しなければならない。

3 法第14条の規定による母子福祉資金の貸付けを受け 3 法第11条の規定による母子福祉資金の貸付けを受け ようとする母子福祉団体は、母子福祉資金貸付申請書

(趣旨)

第1条 この規則は、母子及び寡婦福祉法施行令(昭和 | 第1条 この規則は、母子及び寡婦福祉法施行令(昭和 39年政令第224号。以下「令」という。) 第22条及び令 第29条において準用する令第22条の規定に基づき、母 子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する業務の 実施について必要な事項を定めるものとする。

正

前

(母子福祉資金の貸付けの申請)

改

- 第2条 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。 以下「法」という。) 第10条第1項の規定による母子 福祉資金の貸付けを受けようとする者は、母子福祉資 金貸付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければ ならない。
- 2 次の表の左欄に掲げる資金に係る前項の申請書には 戸籍謄本又は戸籍抄本、配偶者の女子で現に児童を扶 養しているものであることを証する書面、次の表の左 欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ当該右欄に掲 げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなけ ればならない。

ようとする母子福祉団体は、母子福祉資金貸付申請書

に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければな らない。

(1)~(3)略

- (4) 令第6条第1項に規定する事業を行う母子福祉 団体にあっては、申請に係る事業に使用されるもの が主として配偶者のない女子で現に児童を扶養して いるものであることを証する書面
- (5) 申請に係る事業に係る事業計画書
- (6)略

(継続貸付けの申請等)

とする者は、母子福祉資金継続貸付申請書(様式第5 号)を知事に提出しなければならない。

2 及び3 略

(据置期間の延長の申請等)

- 長を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金据置期 間延長申請書(様式第7号の2)を知事に提出しなけ ればならない。
- 2 及び3 略

(違約金の徴収の免除の申請等)

収の免除を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金 違約金徴収免除申請書(様式第7号の5)を知事に提 出しなければならない。

2 及び3 略

(償還の免除の申請等)

- 除を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金償還免 除申請書(様式第8号)を知事に提出しなければなら ない。
- は、手続を経て法第15条第1項に規定する償還免除の 決定を行うものとする。
- 3 略

(償還金の支払猶予の申請等)

予を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金償還金 支払猶予申請書(様式第11号)を知事に提出しなけれ ばならない。

2 及び3 略

(貸付金の増額)

に、次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなけ ればならない。

(1)~(3) 略

(4) 申請に係る事業に使用されるものが主として配 偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであ ることを証する書面

(5)略

(継続貸付けの申請等)

第5条 法第13条第3項の規定による貸付けを受けよう 第5条 法第10条第3項の規定による貸付けを受けよう とする者は、母子福祉資金継続貸付申請書(様式第5 号)を知事に提出しなければならない。

2 及び3 略

(据置期間の延長の申請等)

第5条の2 令第8条第5項の規定による据置期間の延 │第5条の2 令第7条第5項の規定による据置期間の延 長を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金据置期 間延長申請書(様式第7号の2)を知事に提出しなけ ればならない。

2 及び3 略

(違約金の徴収の免除の申請等)

第5条の3 令第17条ただし書の規定による違約金の徴 │第5条の3 令第16条ただし書の規定による違約金の徴 収の免除を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金 違約金徴収免除申請書(様式第7号の5)を知事に提 出しなければならない。

2 及び3 略

(償還の免除の申請等)

- 第6条 法第15条第1項の規定による貸付金の償還の免 第6条 法第12条の規定による貸付金の償還の免除を受 けようとする者は、母子福祉資金貸付金償還免除申請 書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の償還免除申請書の提出を受けたとき 2 知事は、前項の償還免除申請書の提出を受けたとき は、手続きを経て法第12条に規定する償還免除の決定 を行なうものとする。

(償還金の支払猶予の申請等)

第7条 令<u>第19条第1項</u>の規定による償還金の支払の猶|第7条 令<u>第18条第1項</u>の規定による償還金の支払の猶 予を受けようとする者は、母子福祉資金貸付金償還金 支払猶予申請書(様式第11号)を知事に提出しなけれ ばならない。

2 及び3 略

(貸付金の増額)

第8条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資 │ 第8条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資

金(以下この章において「月額資金」という。)の貸 付けを受けている者は、その貸付金の額が令第7条第 3号から第5号まで及び第8号に規定する限度額に満 たない場合において、特別の理由により増額を必要と するときは、当該限度額の範囲内において貸付金の増 額を申請することができる。

2~4 略

に応じ、それぞれ令<u>第12条第1項各号、第2項各号又</u> <u>は第3項各号</u>に掲げる事由が生じたときは、資格喪失 届(様式第22号)を知事に提出しなければならない。 ただし、これらの資金の貸付けを受けている者が死亡 したときは、この限りでない。

(寡婦福祉資金の貸付けの申請)

- 第14条 法第32条第1項において準用する法第13条第1 項の規定による寡婦福祉資金の貸付けを受けようとす る者は、寡婦福祉資金貸付申請書(様式第1号)を知 事に提出しなければならない。
- 2 次の表の左欄に掲げる資金に係る前項の申請書に戸 籍謄本又は戸籍抄本、寡婦等であることを証する書面 (寡婦等に現に扶養されている20歳以上である子等が 修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金 の貸付けを受けようとする場合にあっては、当該者が 現に寡婦等に扶養されている事実を証する書面) 次 の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ当該 右欄に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添 付しなければならない。

(準用規定)

第15条 第2条第3項、第3条から第13条まで及び様式 第2号から様式第24号までの規定は、寡婦福祉資金の 貸付けについて準用する。この場合において、次の表 の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとす る。

第2条第3	法 <u>第14条</u>	法 <u>第32条第3項にお</u>
項		<u>いて準用する法第14</u>
		条
	略	
略		
第5条第1	法 <u>第13条第3項</u>	法 <u>第32条第 1 項にお</u>
項		<u>いて準用する法第13</u>
		<u>条第3項</u>
	略	

金(以下この章において「月額資金」という。)の貸 付けを受けている者は、その貸付金の額が令第6条第 3号から第5号まで及び第7号に規定する限度額に満 たない場合において、特別の理由により増額を必要と するときは、当該限度額の範囲内において貸付金の増 額を申請することができる。

2~4 略

第12条 月額資金の貸付けを受けている者は、その種類 第12条 月額資金の貸付を受けている者は、その種類に 応じ、それぞれ令<u>第11条各項各号</u>に掲げる事由が生じ たときは、資格喪失届(様式第22号)を知事に提出し なければならない。ただし、これらの資金の貸付けを 受けている者が死亡したときは、この限りでない。

(寡婦福祉資金の貸付けの申請)

- 第14条 法第19条の2第1項において準用する法第10条 第1項の規定による寡婦福祉資金の貸付けを受けよう とする者は、寡婦福祉資金貸付申請書(様式第1号) を知事に提出しなければならない。
- 2 次の表の左欄に掲げる資金に係る前項の申請書に戸 籍謄本又は戸籍抄本、寡婦等であることを証する書面、 次の表の左欄に掲げる資金の種類に応じ、それぞれ当 該右欄に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を 添付しなければならない。

略

(準用規定)

第15条 第2条第3項、第3条から第13条まで及び様式 第2号から様式第24号までの規定は、寡婦福祉資金の 貸付けについて準用する。この場合において、次の表 の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとす る。

第 2 条第 3	法 <u>第11条</u>	法第19条の2第3項
項		において準用する法
		<u>第11条</u>
	略	
略		
第 5 条第 1	法 <u>第10条第3項</u>	法 <u>第19条の2第1項</u>
項		<u>において準用する法</u>
		<u>第10条第3項</u>
	略	

略		
第5条の2	令 <u>第8条第5項</u>	令 <u>第37条第2項にお</u>
第 1 項		<u>いて準用する令第8</u>
		<u>条第5項</u>
	略	
略		
第5条の3	令 <u>第17条ただし</u>	令 <u>第38条において準</u>
第 1 項	畫	<u>用する令第17条ただ</u>
		<u>し書</u>
	略	
略		
第6条第1	法 <u>第15条第1項</u>	法第32条第4項にお
項及び第 2		<u>いて準用する法第15</u>
項		<u>条第1項</u>
略		
第7条第1	令 <u>第19条第1項</u>	令 <u>第38条において準</u>
項		<u>用する令第19条第 1</u>
		項
	略	
略		
第8条第1	令 <u>第7条第3号</u>	令 <u>第36条第3号から</u>
項	<u>から第5号まで</u>	<u>第5号まで及び第8</u>
	<u>及び第8号</u>	号
略		
第12条	令 <u>第12条第1項</u>	令 <u>第38条において準</u>
	<u>各号、第2項各</u>	<u>用する令第12条第 1</u>
	号又は第3項各	項各号、第2項各号
	号	(同項第2号及び第
		<u>3 号を除く。) 又は</u>
		第3項各号
		•

略		
第5条の2	令 <u>第7条第5項</u>	令 <u>第28条第2項にお</u>
第1項		<u>いて準用する令第7</u>
		<u>条第5項</u>
	略	
略		
第5条の3	令 <u>第16条ただし</u>	令 <u>第29条において準</u>
第1項	畫	用する令第16条ただ
		<u>し書</u>
	略	
略		
第6条第1	法 <u>第12条</u>	法 <u>第19条の2第4項</u>
項及び第 2		において準用する法
項		<u>第12条</u>
略		
第7条第1	令 <u>第18条第1項</u>	令 <u>第29条において</u> 準
項		用する令第18条第 1
		項
	略	
略		
第8条第1	令 <u>第6条第3号</u>	令 <u>第27条第3号から</u>
項	<u>から第5号まで</u>	第5号まで及び第8
	<u>及び第7号</u>	号
略		
第12条	令 <u>第11条各項各</u>	令 <u>第29条</u> において準
	号	用する令第11条各項
		各号(第2項第2号
		及び第3号を除く。
 略		

(鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する等の規則の一部改正)

第4条 鳥取県母子福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する等の規則(昭和57年鳥取県規則第22号)の一部 を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

		改	正	後					改	正	前		
附寸	則						附	則					
1 略						1	略						
2 昭	和57年 4	月 1 日前	に第2	条の規定に	よる廃止前の	2	昭和	057年 4 ,	月 1 日前	に第2	条の規定し	こよる廃」	上前の
自取	旦母子宣:	は はい	全貸付‡	1月11に上げ	1貸し付けられ		三取頃	1日子宣	温温补资	全貸付‡	温月11.5 上 1	1)貸し付け	+in

た資金のうち、寡婦に貸し付けられた資金は母子及び た資金のうち、寡婦に貸し付けられた資金は母子及び

寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第32条第1項に おいて準用する同法第13条第1項及び第3項の規定に より貸し付けられた資金と、母子福祉団体に貸し付け られた資金は同法第32条第3項において準用する同法 第14条の規定により貸し付けられた資金と、40歳以上 の配偶者のない女子であって民法(明治29年法律第89 号)第877条の規定により現に児童を扶養していない もの(寡婦を除く。)に貸し付けられた資金は母子及 び寡婦福祉法附則第6条第1項の規定により貸し付け られた資金とみなす。

寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第19条の2第1 項において準用する同法第10条第1項及び第3項の規 定により貸し付けられた資金と、母子福祉団体に貸し 付けられた資金は同法第19条の2第3項において準用 する同法第11条の規定により貸し付けられた資金と、 40歳以上の配偶者のない女子であって民法(明治29年 法律第89号)第877条の規定により現に児童を扶養し ていないもの(寡婦を除く。)に貸し付けられた資金 は母子及び寡婦福祉法附則第6条第1項の規定により 貸し付けられた資金とみなす。

(鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第5条 鳥取県母子及び寡婦福祉法施行細則(平成3年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該 改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を 加える。

> 改 正 後

改 正 前

(母子家庭等日常生活支援事業等の開始の届出)

様式第1号による届出書を提出してしなければならな L1.

(母子家庭等日常生活支援事業等の廃止等の届出)

合を含む。)の規定による届出は、様式第2号による 届出書を提出してしなければならない。

(母子家庭等日常生活支援事業等の届出事項の変更の届│(母子家庭居宅介護等事業等の届出事項の変更の届出) 出)

第4条 略

様式第1号(第2条関係)

母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業 開始届出書

職氏名様

母子及び寡婦福祉法第20条(第33条第3項)の規定 により母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業を開始し たいので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 所在地 名 称 (母子家庭居宅介護等事業等の開始の届出)

第2条 法第20条及び第33条第3項の規定による届出は、 第2条 法第15条及び第19条の3第3項の規定による届 出は、様式第1号による届出書を提出してしなければ ならない。

(母子家庭居宅介護等事業等の廃止等の届出)

第3条 法第21条 (法第33条第4項において準用する場 | 第3条 法第15条の2 (法第19条の3第4項において準 用する場合を含む。)の規定による届出は、様式第2 号による届出書を提出してしなければならない。

第4条 略

様式第1号(第2条関係)

母子家庭(寡婦)居宅介護等事業開始 届出書

職氏名樣

母子及び寡婦福祉法第15条(第19条の3第3項)の 規定により母子(寡婦)居宅介護等事業を開始したい ので、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号 所在地 名 称

(1)

(FI)

フリガナ

届出者 代表者の氏名

電話番号

略

注 略

添付書類

1 及び2 略

3 収支予算書及び事業計画書

様式第2号(第3条関係)

母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業 廃止(休止)届出書

職氏名様

母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業を廃止(休止) したいので、母子及び寡婦福祉法第21条(第33条第4 項において準用する同法第21条)の規定により、次の とおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

所在地

名 称

フリガナ

届出者 代表者の氏名

雷話番号

略

注 略

様式第3号(第4条関係)

母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業 開始届出事項变更届出書

職氏名様

母子家庭等(寡婦)日常生活支援事業の開始届出事項を変更したいので、母子及び寡婦福祉法施行規則第4条(第9条第2項において準用する同令第4条)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

所在地

名 称

フリガナ

届出者 代表者の氏名

電話番号

フリガナ

届出者 代表者の氏名

電話番号

略

(1)

注 略

添付書類

1 及び2 略

様式第2号(第3条関係)

母子家庭(寡婦)居宅介護等事業廃止 (休止)届出書

職氏名様

母子家庭(寡婦)居宅介護等事業を廃止(休止)したいので、母子及び寡婦福祉法第15条の2(第19条の3第4項において準用する同法第15条の2)の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

所在地

名 称

フリガナ

届出者 代表者の氏名

雷話番号

略

印

(1)

注略

様式第3号(第4条関係)

母子家庭(寡婦)居宅介護等事業開始 届出事項変更届出書

職氏名様

母子家庭(寡婦)居宅介護等事業の開始届出事項を 変更したいので、母子及び寡婦福祉法施行規則第4条 (第9条第2項において準用する同令第4条)の規定 により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号

所在地

名 称

フリガナ

届出者 代表者の氏名

(1)

電話番号

略 略 注略 注 略 添付資料 略 添付資料 略

(鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則の一部改正)

第6条 鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付業務実施細則の一部を改正する規則(平成14年鳥取県規則第 99号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に 対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

		改	正	後			改	正	前	
附寸	則				附	則				
1 及び 2	略				1 及び2	略				

3 改正後の鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付 業務実施細則第2条第1項、同条第2項(表を除く。) 第3条、第4条、第5条の2から第10条まで、第12条、 第13条、様式第1号から様式第4号まで、様式第7号 の2から様式第19号まで並びに様式第22号から様式第 24号までの規定は、児童扶養手当法施行令及び母子及 び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年 政令第207号) 附則第4条第1項の規定による特例児 童扶養資金の貸付けについて準用する。この場合にお いて、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替 えるものとする。

第2条第1 母子及び寡婦福祉 児童扶養手当法施 法(昭和39年法律 | 行令及び母子及び 第129号。 以下 | 寡婦福祉法施行令 「法」という。) の一部を改正する 第13条第1項 政令(平成14年政 令第207号。以下 「改正令」という。) 附則第4条第1項 略 第5条の2 令第8条第5項 改正令附則第4条 第1項 第5項 令第17条ただし書 | 改正令附則第4条 第5条の3 第1項 第10項において準 用する令<u>第17条た</u> <u>だし書</u> 第6条第1 | 第15条第1項 第15条第1項又は 項 同条第2項及び貸 付金の返還に係る 債務の免除に関す

3 改正後の鳥取県母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付 業務実施細則第2条第1項、同条第2項(表を除く。) 第3条、第4条、第5条の2から第10条まで、第12条、 第13条、様式第1号から様式第4号まで、様式第7号 の2から様式第19号まで並びに様式第22号から様式第 24号までの規定は、児童扶養手当法施行令及び母子及 び寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令(平成14年 政令第207号) 附則第4条第1項の規定による特例児 童扶養資金の貸付けについて準用する。この場合にお いて、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替 えるものとする。

第2条第1	母子及び寡婦福祉	児童扶養手当法施
項	法(昭和39年法律	行令及び母子及び
	第129号。以下	寡婦福祉法施行令
	「法」という。)	の一部を改正する
	<u>第10条第1項</u>	政令(平成14年政
		令第207号。以下
		「改正令」という。)
		附則第4条第1項
略		
第5条の2	令 <u>第7条第5項</u>	改正令附則第4条
第 1 項		第5項
第5条の3	令 <u>第16条ただし書</u>	改正令附則第4条
第1項		第10項において準
		用する令 <u>第16条た</u>
		<u>だし書</u>

	提出しなければならない。	る鳥以例 提らに条免よ受合付日とる日月あはる所を祭県「としいい2条債よあを以うの属ら場償のを印納発免。 は場第債よあを以うの属ら場償のを付いないで、及ののとて還「)年る月に日々すなし、近別ののとて還属償がでっ属)書は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、				
第6条第2項	第15条第1項に規定する	ならない。 第15条第1項又は 同条第2項及び債 務免除条例の規定 による				
第7 夕第1	◇ 第40 冬 第 1 ा □			笠 7 夕笠 1	◇ 第40冬等 1 ™	35元人以1919年7
第7条第1 項	令 <u>第19条第1項</u>	改正令附則第4条 第8項		第7条第1 頃	令 <u>第18条第1項</u>	改正令附則第 4 第 8 項
第8条第1	略		H	~ 第8条第1	 略	1
項	〜 **º 〜	改正令附則第4条		頃	〜 ^{〒1} 令 <u>第 6 条第 3 号か</u>	改正今附則第4
	<u> </u>				マ第 5 宗第 5 号が ら第 5 号まで及び	
	第8号				第7号	7.
						<u> </u>
略				第12条		
略 ————— 第12条	略		>	ハン・ケント	""	
略 第12条	略	功正么财即等 // 久			△第11冬夂ा五夂旦	为正态时间等。
	令 <u>第12条第1項各</u>				令 <u>第11条各項各号</u>	
	令第12条第 1 項各 号、第 2 項各号又				令第11条各項各号	改正令附則第4 第6項各号
	令 <u>第12条第1項各</u>			略	令第11条各項各号	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 Щ

鳥取県規則第65号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和35年鳥取県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

> 正 前

別表第1(第5条関係)

救助の程度、方法及び期間

1 収容施設の供与

(1) 避難所

ア~ウ 略

エ ウに掲げる費用は、次に掲げる額の範囲内とす る。ただし、高齢者、障害者その他日常生活にお いて特別な配慮を必要とする者(以下「高齢者等」 という。)を収容する避難所にあっては、当該特 別な配慮のために必要なその地域における通常の 実費を次に掲げる額に加算した額の範囲内とする。 (ア) 基本額

避難所設置費 100人 1日当たり 30,000円 (イ) 略

才 略

(2) 応急仮設住宅

ア及びイ 略

ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方 メートルを基準とし、その設置のため支出するこ とができる費用は、1戸当たり2,468,000円以内 とする。

エ~キ 略

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア及びイ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するた め支出することができる費用は、主食、副食及び 燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内 とする。

工 略

(2)略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

別表第1(第5条関係)

救助の程度、方法及び期間

1 収容施設の供与

(1) 避難所

ア~ウ 略

エ ウに掲げる費用は、次に掲げる額の範囲内とす る。ただし、高齢者、障害者その他日常生活にお いて特別な配慮を必要とする者(以下「高齢者等」 という。)を収容する避難所にあっては、当該特 別な配慮のために必要なその地域における通常の 実費を次に掲げる額に加算した額の範囲内とする。

(ア) 基本額

避難所設置費 100人 1日当たり 31,000円 (イ) 略

オ 略

(2) 応急仮設住宅

ア及びイ 略

ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方 メートルを基準とし、その設置のため支出するこ とができる費用は、1戸当たり2,498,000円以内 とする。

エ~キ 略

2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 炊き出しその他による食品の給与

ア及びイ 略

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するた め支出することができる費用は、主食、副食及び 燃料等の経費とし、1人1日当たり1,020円以内 とする。

工 略

(2)略

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1)及び(2) 略

- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の ため支出することができる費用は、季別及び世帯区 分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。
 - ア 住家の全壊、全焼又は流出により被害を受けた 世帯

季	別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	4月1日 から 9月30日 まで	17,300円	22,200円	32,800円	39,200円	49,800円	7,200円
冬季	10月 1 日 から 翌年 3 月 31日まで	28,600円	36,900円	51,600円	60,500円	75,800円	10,400円

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受 けた世帯

季	別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	4月1日 から 9月30日 まで	<u>5,600円</u>	<u>7,500円</u>	11,300円	13,700円	17,500円	2,400円
冬季	10月 1 日 から 翌年 3 月 31日まで	9,000円	11,900円	17,000円	20,100円	25,300円	3,300円

備考 略

(4) 略

4及び5 略

- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- (1)略
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常 生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって 行うものとし、その修理のため支出できる費用は、 1世帯あたり525,000円以内とする。
- (3) 略

7~10 略

- 11 死体の処理
 - (1)~(3)略
 - (4) 死体の処理のため支出することができる費用は、 次に掲げる額の範囲内とする。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用 は、1体当たり3,200円

イ及びウ 略

(5) 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹 木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの (以下「障害物」という。)の除去

(1) 略

(1)及び(2)略

- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の ため支出することができる費用は、季別及び世帯区 分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。
 - ア 住家の全壊、全焼又は流出により被害を受けた

季	別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	4月1日 から 9月30日 まで	17,700円	22,700円	33,500円	40,100円	50,900円	7,400円
冬季	10月 1 日 から 翌年 3 月 31日まで	29,200円	37,700円	52,700円	61,800円	<u>77,500円</u>	10,600円

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受 けた世帯

季	別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人を増 すごとに 加算する 額
夏季	4月1日 から 9月30日 まで	5,800円	<u>7,700円</u>	11,600円	14,000円	18,000円	2,400円
冬季	10月 1 日 から 翌年 3 月 31日まで	9,200円	12,200円	17,400円	20,600円	25,900円	3,400円

備考 略

(4) 略

4 及び 5 略

- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- (1)略
- (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常 生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって 行うものとし、その修理のため支出できる費用は、 1世帯あたり531,000円以内とする。

(3) 略

7~10 略

11 死体の処理

(1)~(3)略

- (4) 死体の処理のため支出することができる費用は、 次に掲げる額の範囲内とする。
 - ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用 は、1体当たり3,300円

イ及びウ 略

(5) 略

木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの (以下「障害物」という。)の除去

(1)略

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用 は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、 器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇 上費等とし、1世帯当たり138,500円以内とする。

(3)略

13 略

別表第2(第13条関係)

実費弁償

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日 当

日当は、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、 それぞれアからオまでに掲げる額を支給する。

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 17,600円

イ 薬剤師 1人1日当たり 12,100円

ウ 保健師、助産師及び看護師

1人1日当たり 11,600円

エ 土木技術者及び建築技術者

1人1日当たり 17,400円

オ 大工、左官及びとび職

1人1日当たり 20,900円

(2) 時間外勤務手当

午後5時から翌日の午前8時までの間に救助に関 する業務に従事したときは、次のアからオまでに掲 げる区分に応じ、それぞれアからオまでに掲げる額 に救助に関する業務に従事した時間を乗じて得た額 の100分の125(救助に関する業務に従事した時間が 午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、 100分の150)をそれぞれ時間外勤務手当として支給 する。

ア 医師及び歯科医師 1時間につき 2,291円

イ 薬剤師 1時間につき 1,575円

ウ 保健師、助産師及び看護師

1時間につき 1,510円

エ 土木技術者及び建築技術者

1時間につき 2,265円

オ 大工、左官及びとび職

1時間につき 2,720円

(3)略

2 略

様式第10号

	公用	令書	交付	<u>~</u>		_
実費弁償請求書	番		号	第		5
夫貝什惧酮水苗	公用	令書	交付	年	П	
	年	月	日	4	Н	

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用 は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、 器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇 上費等とし、1世帯当たり141,100円以内とする。

(3)略

13 略

別表第2(第13条関係)

実費弁償

1 令第10条第1号から第4号までに規定する者

(1)日当

日当は、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、 それぞれアからオまでに掲げる額を支給する。

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 17,900円

イ 薬剤師 1人1日当たり 12,300円

ウ 保健師、助産師及び看護師

1人1日当たり 11,800円

エ 土木技術者及び建築技術者

1人1日当たり 17,800円

オ 大工、左官及びとび職

1人1日当たり 21,300円

(2) 時間外勤務手当

午後5時から翌日の午前8時までの間に救助に関 する業務に従事したときは、次のアからオまでに掲 げる区分に応じ、それぞれアからオまでに掲げる額 に救助に関する業務に従事した時間を乗じて得た額 の100分の125(救助に関する業務に従事した時間が 午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、 100分の150)をそれぞれ時間外勤務手当として支給 する。

ア 医師及び歯科医師 1時間につき 2,330円

イ 薬剤師 1時間につき 1,601円

ウ 保健師、助産師及び看護師

1時間につき 1,536円

エ 土木技術者及び建築技術者

1時間につき 2,317円

オ 大工、左官及びとび職

1時間につき 2,773円

(3)略

2 略

様式第10号

	公用	令書	交付	第		문
実費弁償請求書	番		号	æ		5
美貨井頂丽 水青	公用	令書	交付	年	В	
	年	月	В	+	А	П

災害救助法施行細則第5条の規定に基づき、下記の とおり実費弁償を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

住 所

(法人その他の団体にあって は、主たる事務所の所在地)

(法人その他の団体にあって

は、事業の種類)

氏 名

(法人その他の団体にあって は、その名称及び代表者名) 経由) 記

- 1 実費弁償請求の事実
- 2 実費弁償請求額

円

- 3 従事した業務
- 4 従事した期間
- 5 従事した場所
- 6 その他

備考 災害救助法第24条第2項の規定により地方運輸 <u>局長(海運監理部長を含む。)</u>が発した従事命令 に基づき救助に関する業務に従事した者にあって は、当該地方運輸局長(海運監理部長を含む。) を経由して知事に提出すること。

様式第12号

災害救助による(療養・休業・障害・遺族・葬祭・ 打切)扶助金支給申請書

下記のとおり

扶助金を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

住 所

氏 名

(A)

経由)

略

備考

- 1 略
- 2 法第24条第2項の規定により地方運輸局長(海 運監理部長を含む。) が発した従事命令に基づき 救助に関する業務に従事した者にあっては、当該 <u>地方運輸局長(海運監理部長を含む。)</u>を経由し て知事に提出すること。

災害救助法施行細則第5条の規定に基づき、下記の とおり実費弁償を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

住 所

(法人その他の団体にあって は、主たる事務所の所在地)

(法人その他の団体にあって は、事業の種類)

氏 名

(法人その他の団体にあって

は、その名称及び代表者名)

経由)

記

- 1 実費弁償請求の事実
- 2 実費弁償請求額

円

- 3 従事した業務
- 4 従事した期間
- 5 従事した場所
- 6 その他

備考 災害救助法第24条第2項の規定により陸運局長 又は海運局長が発した従事命令に基づき救助に関 する業務に従事した者にあっては、当該陸運局長 <u>又は海運局長</u>を経由して知事に提出すること。

様式第12号

災害救助による(療養・休業・障害・遺族・葬祭・ 打切)扶助金支給申請書

下記のとおり 扶助金を請求する。

年 月 日

鳥取県知事 氏 名 様

住 所

氏 名

(A)

経由)

略

備考

- 1 略
- 2 法第24条第2項の規定により陸運局長又は海運 局長が発した従事命令に基づき救助に関する業務 に従事した者にあっては、当該<u>陸運局長又は海運</u> <u>局長</u>を経由して知事に提出すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第66号

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県身体障害者福祉法施行細則(平成6年鳥取県規則第17号)の一部を次のように改正する。 様式第3号聴覚、平衡、音声・言語又はそしゃく機能障害の状況及び所見欄を次のように改める。 聴覚、平衡、音声・言語又はそしゃく機能障害の状況及び所見

認定を受けようとする障害

聴 覚 障 害

平衡機能障害

音声・言語機能障害

そしゃく機能障害

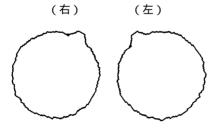
- 1 聴覚障害の状況及び所見
- (1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

右	dB
左	dB

(2) 障害の種類

伝	音	声	難	聴	
感	音	声	難	聴	
混	合	性	難	聴	

(3) 鼓膜の状況



(鼓膜に異常がある箇所を図示すること。)

- 2 平衡機能障害の状況及び所見
- 3 音声・言語機能障害の状況及び所見
- 4 そしゃく機能障害の状況及び所見
- (1) 障害の程度及び検査所見
 - ア そしゃく・嚥下機能の障害

(ア) 障害の程度

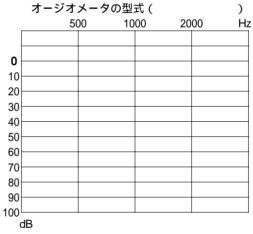
経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。

経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。

経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容又は摂取方法に著 しい制限がある。

(4) 聴力検査の結果(ア又はイのいずれかに記 載すること。)

ア 純音による検査



イ 語音による検査

語音明瞭度

右	%
左	%
	右 左

延髄機能障害(仮性球麻痺又は血管障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの

外傷、腫瘍切除等によるあご(顎関節を含む。)口腔(舌、口唇、口蓋、ほお、そしゃく筋等)咽

イ 「そしゃく機能の著しい障害」(4級)(著しいそしゃく・^^**下機能の異常又はで合異常によるそしゃく 機能の著しい障害)

(原因)

重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの

延髄機能障害(仮性球麻痺又は血管障害を含む。)及び末梢神経障害によるもの

外傷、腫瘍切除等によるあご(顎関節を含む。)、口腔(舌、口唇、口蓋、ほお、そしゃく筋等)、咽 頭又は喉頭の欠損等によるもの

口唇、口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

(注)

- 1 音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合には、各々について障害の認定を行う ものとするが、等級についてはそのうち最重度の等級をもって決定することとし、各々の障害の合計指数を もって等級を決定しないこと。
- 2 小腸機能障害を併せ持つ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等がどちらの障害によるものであ るか等について詳細に診断し、該当する障害について認定すること。
- 3 聴力障害の認定に当たっては、日本工業規格によるオージオメータで測定すること。この場合において、 500ヘルツ、1000ヘルツ及び2000ヘルツの周波数において測定したデシベル値をそれぞれa、b及びc(a、 b又はcのうちいずれかにおいて100デシベルの音が聴取できない場合は、当該デシベル値を105デシベルと する。) として、 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により聴力レベルを算定すること。
- 4 該当する項目の にレ印を記入し、括弧内に必要事項を記載すること。

様式第3号ぼうこう又は直腸の機能障害の状況及び所見欄を次のように改める。

ぼうこう又は直腸の機能障害の状況及び所見

1 ぼうこう機能障害の状況及び所見

尿路変向(更)のストマを造設しているもの

(1) 種類及び術式

ア 種類 尿管瘻 ぼうこう瘻 回腸(結腸)導管 その他(イ 術式() ウ 手術日(年 月 日)



(ストマ及びびらんの部位等を図示すること。)

高度の排尿機能障害のあるもの

(1) 原因

(2) 長期にわたるストマ用装具の装着が困難な 状況の有無について

> 有 (理由)

> > 軽快の見込みのないストマ周辺の皮 膚の著しいびらんがあるため(部位及 び大きさを図示すること。)。

ストマに変形があるため。

ストマの造設箇所が不適切であるた め。

無

先天性疾患に起因する神経障害によるもの (疾患名) 直腸の手術に起因する神経障害によるもの 術 式() 手術日(年 月 日) 自然排尿型代用ぼうこう 術 式() 手術日(年 月 日) 2 直腸機能障害の状況及び所見 腸管のストマを増設しているもの	(2) 排尿機能障害の状況・対応 カテーテルを常時留置している。 自己導尿を常時実施している。 完全尿失禁である。 その他
(1) 種類及び術式 ア 種類 空腸ストマ又は回腸ストマ 上行結腸ストマ又は横行結腸ストマ 下行結腸ストマ又はS状結腸ストマ その他() イ 術 式() ウ 手術日(年 月 日)	(2) 長期にわたるストマ用装具の装着が困難な 状況の有無について 有 (理由) 軽快の見込みのないストマ周辺の皮 膚の著しいびらんがあるため(部位、 大きさについて図示すること。)。 ストマが変形しているため。 ストマの造設箇所が不適切であるた め。 無
治癒困難な腸瘻のあるもの (1) 原因 放射線障害によるもの (疾患名 その他 (疾患名 (2) 瘻孔の数(個)	(3) 陽瘻からの腸内容の漏れの状況 大部分が漏れている。 一部分が漏れている。 (4) 陽瘻における腸の内容物の排せつ処理の状況 軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位及び大きさを図示すること。)。 その他
高度の排便機能障害のあるもの (1) 原因 先天性疾患に起因する神経障害によるもの (疾患名)	(2) 排便機能障害の状況 完全便失禁である。

先天性鎖肛に対する肛門形成術によるもの 手術日(月 日)

小腸肛門吻合術によるもの

手術日(月 日)

軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著し いびらんがある。

週に2回以上の定期的な摘便が必要である。 その他

3 障害程度の等級

(1) 1級に該当する障害

腸管のストマ及び尿路変向(更)のストマを持ち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が 著しく困難な状態があるもの

腸管のストマを持ち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があ るもの

尿路変向(更)のストマ及び治癒困難な腸瘻を持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状 態又は腸瘻における腸の内容物の排せつ処理が著しく困難な状態があるもの

尿路変向(更)のストマを持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態及び高度の排便機

治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸の内容物の排せつ処理が著しく困難な状態及び高度の排 尿機能障害があるもの

(2) 3級に該当する障害

腸管のストマ及び尿路変向(更)のストマを持つもの

腸管のストマを持ち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があ るもの

尿路変向(更)のストマ及び治癒困難な腸瘻を持つもの

尿路変向(更)のストマを持ち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は高度の排便機 能障害があるもの

治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸の内容物の排せつ処理が著しく困難な状態又は高度の排 尿機能障害があるもの

高度の排尿機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの

(3) 4級に該当する障害

腸管のストマ又は尿路変向(更)のストマを持つもの

治癒困難な腸瘻があるもの

高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害があるもの

(注)

- 1 ぼうこう機能障害及び直腸機能障害のうち該当する障害について記入し、これらの障害を併せ持つ場合に は、それぞれについて記入すること。
- 2 該当する項目の にレ印を記入し、括弧内に必要事項を記載すること。
- 3 障害の認定の対象となるストマは、排尿又は排便のための機能を持ち、永久的に造設されるものに限るこ

様式第13号中「又は短期入所事業」を「、短期入所又は介助犬訓練若しくは聴導犬訓練事業」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年6月30日

鳥取県知事 片 山 善博

鳥取県規則第67号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則(昭和26年鳥取県規則第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改 正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(講習会の開催)	(講習会の開催)
第6条 法 <u>第16条第2項</u> に規定する <u>県</u> が行う講習会に関	第6条 法 <u>第16条第2項第2号</u> に規定する <u>知事</u> が行う講
しては、別に定める。	習会に関しては、別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。